



集团的消費者被害回復訴訟の 今後の展望

八木 敬二 Yagi Keiji 成蹊大学法学部 准教授

専門は民事手続法。一橋大学大学院法学研究科法学・国際関係専攻博士後期課程において、消費者裁判手続特例法に関する論文で博士号（法学）を取得

連載企画として、8月号では、本訴訟の当事者から、訴訟概要や経過等を紹介いただきました。9月号では、本判決の意義や評価、集团的消費者被害回復訴訟の今後の展望について解説いただきます。

2024年3月12日に、いわゆる消費者裁判手続特例法（以下、特例法）が用意する手続（集团的消費者被害回復訴訟などと呼ばれます）に関して、初めて最高裁判所の判決（以下、本判決）が出されました。本判決の概要や経過等については前号に掲載されている仲居康雄弁護士の論考に委ね、本稿では、本判決の意義について解説を加えながら、集团的消費者被害回復訴訟の今後を展望します。

本判決の意義

本判決は、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に裁判所が共通義務確認の訴えを却下することができるとした特例法3条4項の要件（「支配性」の要件と通称されます）について、「消費者ごとに相当程度の審理を要する場合」を意味すると解釈し、その判断に当たって考慮すべき要素を具体的に示したところに意義があります。これには、次の2点が含意されています。第1に、個別訴訟に比して特例法の手続が支配的であることを求める要件ではなく、個別争点に比して共通争点が支配的である（共通義務の存否が支配的な争点であって消費者ごとの争点に費やす審理コストが低い）という意味で支配性の要件を解釈する旨を明らかにしたものだという点です。第2に、特例法3条4

項が考慮要素として掲げる「事案の性質、（中略）[共通義務確認]判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情」を別の表現に言い換え、「個々の消費者の対象債権の存否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容、当該争点に関する個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要性、想定される審理内容」などを考慮する旨を示したという点です。

第1点については、従前からほとんど異論がありませんでしたので、實際上重要なのは第2点です。第2点は、支配性の有無に関する評価方法を最高裁判所が示したものであるということです。共通義務の存在を前提とする対象債権の存否及び内容（に関する争点）のみならず、個々の消費者の個別事情（の共通性・重要性）という主体ごとの差異も考慮要素とされていることが、本判決の意義を見定める1つの手がかりとなるように思われます。

支配性の要件の二義性

本判決の意義をよりよく理解するために、特例法の用意する手続の構造を確認しておきましょう。そのうえで、支配性の要件の有する手続上の意義と前記第2点との関係をみていきます。

特例法は、相当多数の消費者に生じた消費者契約に関する財産的被害（令和4〔2022〕年改正後は「精神上的苦痛を受けたことによる損害」も含みます）について、特定適格消費者団体が主導する2段階型と称される手続を通じて、集团的にその回復を実現するための手続を創設しました。

1段階目の手続は、特定適格消費者団体が訴



えを提起することで開始される共通義務確認訴訟です。この訴訟において、事業者が対象消費者に対して共通の原因に基づき金銭の支払義務を負うべきことが確認された場合には(その他の場合には1段階目で手続が終了します)、その結果を前提として、2段階目の手続が実施されることになります。

2段階目の手続は、簡易確定手続(及び異議後の訴訟)です。簡易確定手続では、対象債権の存否及び内容について相手方事業者が認否し、それによって和解が成立することが期待されています。相手方事業者の認否に対して対象消費者が争うときは、個々の消費者に認められる個別事情について裁判所が書証によって審理し、判断します。この裁判所の判断(簡易確定決定)に不服が申し立てられると、異議後の訴訟に移行し、民事訴訟による終局的な解決が図られます。手続への参加を望む消費者が手続に関与するのは、この2段階目の手続からです。

以上のような2段階型の手続の構造、殊に特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟が先行するという制度の建付は、被害を受けた消費者が侵害者に対して自ら損害賠償を請求するという通常想定される民事訴訟の形成過程とは異なっています。そのため、民事訴訟と^{ひようそく}平仄を合わせた何らかの手続的な限定が必要であり、被告となる事業者が攻撃防御を尽くせるような係争利益(例えば、敗訴した場合にいくら支払う必要があるか)の把握可能性がなければならないのではないか、ということが指摘されていました。この係争利益の把握可能性については、制度の適用除外を定める特例法3条2項によって典型的に考慮されています。

ここで重要なことは、特例法3条2項は不変の真理を言い表したものではないということです。当初は適用除外とされていた慰謝料(精神的損害)は、令和4年改正により、一定の場合には手続の対象とすることができるようになりました。

た。精神の傷つき方は人によってさまざまですから、慰謝料は本来的には個別性が強い損害類型だといえますが、実務上、一定の算定基準に基づき画一的に損害額が認定されています。このような定額化の手法は、多数の当事者により一律の慰謝料が請求された事例について因果関係や損害額を一律に認定した大阪国際空港事件最高裁判決^{*}などで既に認められており、金銭的な評価が難しい損害に有効な手法です(同判決では、主観的要素が含まれる陳述書に一定の証拠価値を認めることも首肯されました)。損害が一定額で認定されると予測される場合には、係争利益の把握可能性も確保されています。

それでは、本件で第1審から問題とされた過失相殺についてはどのように考えることができるでしょうか。過失の有無や程度は被害者ごとに異なる可能性がありますから、本来は個別性の強いものだといえますが、交通事故紛争のように、被害発生の原因となる現象が共時的に集団性を有する場合には、一定の算定基準に基づき典型的に過失割合を算出し、賠償額を調整するほうが公平に^{かな}適います。ただ、交通事故における過失割合の類型化は、集団的な手続ではなく、個別事例の蓄積によって成し遂げられたものです。その意味で、本判決は、個別事例の蓄積による過失割合の類型化と同様の作業を、1つの集団的な手続で遂行する可能性を見いだしたものと理解することができるといえるでしょう。

陳述書などを活用した因果関係の認定の定型化と過失相殺の類型化は、林道晴裁判官(宇賀克也裁判官も同調)の補足意見でも言及されています。ここまで確認してきた内容も合わせて考えますと、支配性の要件には次の2つの機能・意義があるということができそうです。

1つは、損害額認定の定型化又は損害の定額化の可否を審査する機能です。これは、個別事例との関係で係争利益の把握可能性を^{ただ}匡す役割を有しています。もう1つは、被告が防御のために

* 最高裁大法院昭和56年12月16日判決『民集』35巻10号1369ページ



主張する消費者の個別事情の類型化の可否を審査する機能です。これは、共通義務確認訴訟の要件としては不要とする見方もあり得たところ、前述した第2点で明確に打ち出されたものです。いずれも、簡易確定手続における適切かつ迅速な手続の可能性を問う支配性の条文上の文言から導出されます。

集団的消費者被害回復訴訟の現状と動向

特例法が適用された初めての事件である東京医科大学入試事件でも(ひいては、これまでの共通義務確認訴訟のすべてで)、支配性の有無が争点となりました。2020年3月6日に出された東京地方裁判所の判決では、受験費用には支配性が認められたものの、旅費・宿泊費については、その個別性の強さから支配性を欠くと判断されています。本判決を契機として、旅費・宿泊費など個別性が一定程度あるものであっても「適切な審理運営上の工夫を講ずる」余地が吟味され、支配性を認める判断が示される可能性が高まったといえるでしょう。しかし、そのインパクトは、現行法を前提としてもなお限定的なもののといわざるを得ません。

現在、特定適格消費者団体は4団体(特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道)、共通義務確認の訴えが提起されたものが8件、そのうち簡易確定手続に至ったものが3件あります。返金申入れ活動も含めると、全体で20件程度というのが現状です。年間90万件程度ある消費生活相談件数などと比べると、かなり見劣りします。

この現状を改善すべく、令和4年改正では、和解の早期柔軟化(共通義務確認訴訟段階における終局的な和解の許容)や適用範囲の拡大(前述した慰謝料への適用拡大)などが実現しました。和解の早期柔軟化については、支配性の要件を乗り越える解決への道^{ひら}を拓いたものかどうか

1つの大きな問題です。支配性と適用範囲の拡大との関係については、簡易確定手続における「審理運営上の工夫」が裁判手続にのみ許されるものなのかが問題となります。例えば、原子力損害賠償ADRでは定型化の工夫が見られるため、簡易確定手続をADRとしてしくむことでも類似的成果が得られる可能性があります。

(特定)適格消費者団体の役割と連携

特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟の原告となるほかに、簡易確定手続で予定される個々の消費者への金銭配分業務などを負担します。金銭配分業務は従来の適格消費者団体にはなかった業務であり、これを念頭に置いた加重要件としての特定認定を受けることが集団的消費者被害回復訴訟の原告に求められます。この事務的・手続的な負担は、支配性の要件に関わる問題ではなく、特定適格消費者団体への支援方法の問題と捉えるべきです。

令和4年改正では、消費者団体訴訟等支援法人制度(特例法98条以下)が設けられ、現在、支援法人の認定を受けた特定非営利活動法人消費者スマイル基金が金銭的な支援を行っています。この制度にも限界があります。金銭配分業務を通じて消費者と接触する機会が増え、特定適格消費者団体に関する社会的な認知度が向上すれば、欧州連合(EU)などで議論が進められている第三者による訴訟融資制度なども検討に値するかもしれません。

他方で、1段階目の共通義務確認訴訟については、適格消費者団体による差止訴訟と業務内容が近いです。実務的に耐え得るならば、共通義務確認訴訟については適格消費者団体なども原告となる(少なくとも連携を取り合う)ことが将来的には考えられそうです。

本判決は、今なお悩みを抱える集団的消費者被害回復訴訟制度の今後を占うものでもありました。本制度の間口がこれからも広がっていくことが期待されます。